

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成20年10月28日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社エイワン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町東園631-1	東伯郡北栄町東園字稲場608-82外4筆 (4,968平方メートル)	平成20年7月1日から平成21年6月30日まで	砂利採取場の所在地	東伯郡北栄町東園字稲場608-82外3筆	東伯郡北栄町東園字稲場608-82外4筆	平成20年9月1日
				砂利採取場の面積	3,013平方メートル	4,968平方メートル	

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社パイプフレンド 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字砂浜2259-37外2筆 (12,253.60平方メートル)	砂 (13,926.35立方メートル)	認可の期間	平成19年4月6日から平成20年9月30日まで	平成19年4月6日から平成21年8月31日まで	平成20年9月29日